

令和8年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
2	㈱ウォーターシステム (姫路市)	令和8年4月17日から 令和8年10月16日まで (6か月)	当該事業者の代表取締役が、刑法の規定により罰金の刑に処せられたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)
1	(資格制限) 塩崎電気設備管理 事務所 (赤穂市)	令和8年4月17日から 令和8年10月16日まで (6か月)	当該事業者が、兵庫県西播磨県民局総務企画室発注の赤穂健康福祉事務所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札に関し、正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)